

四日市市上下水道局告示第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者について、同条第2項の規定により次のとおり水道料金、下水道使用料及び農業集落排水施設使用料の指定納付受託者を指定したので、四日市市水道事業会計規程（平成5年四日市市水道局管理規程第4号）第8条の2の規定、四日市市下水道事業会計規程（平成17年四日市市上下水道局管理規程第4号）第6条の2の規定及び四日市市農業集落排水事業会計規程（令和6年四日市市上下水道局管理規程第9号）第6条の2の規定に基づき、告示する。

令和7年3月7日

四日市市上下水道事業管理者 山本 勝久

1 指定納付受託者の指定を受けた者

名称 PayPay 株式会社

所在地 東京都千代田区紀尾井町1番3号

2 指定納付受託者に納付させる歳入の種類

水道料金、下水道使用料及び農業集落排水施設使用料

3 指定納付受託者として指定した日

令和7年3月6日

4 指定納付受託者に歳入を納付させる期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

（上下水道局管理部お客様センター）